誓約書兼同意書

**誓約事項**

　１　支援金の交付を受けた後に関市から現況の報告を求められた場合には、これに応じます。

　２　次に該当する場合は、次に定めるところにより、支援金の全部又は一部を返還します。

　　ア　偽りその他不正の行為により支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合　交付を受けた支援金を全額返還します。

　　イ　支援金の交付申請日から２年以内に関市から転出した場合　交付を受けた支援金を全額返還します。

　　ウ　支援金の交付申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合　交付を受けた支援金を全額返還します。

　　エ　支援金の交付申請日から３年以上５年以内に関市外へ転出した場合　交付を受けた支援金のうち半額を返還します。

　　オ　支援金の交付申請日から１年以内に公益財団法人岐阜県産業経済支援センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業又は地域課題解決型創業支援事業に係る補助金の交付決定が取り消された場合　交付を受けた支援金を全額返還します。

　　カ　関市長が支援金を返還させることが適当であると認める場合　交付を受けた支援金のうち市長が定める額を返還します。

　３　中小企業等に就業する場合において、当該中小企業等が３親等以内の親族が取締役その他当該就業先の経営を担う職務を務める法人ではありません。

　４　申請者及び申請者が属する世帯員に暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する者はいません。

**同意事項**

　１　関市が支援金の交付、返還等に必要な範囲で、申請者及び申請者が属する世帯員の住民基本台帳の情報及び市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他関市に納付すべき歳入金の納付状況（滞納の有無について）を確認すること。

２　岐阜県及び関市は、本事業の実施に際して得た個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認する場合があること。

　申請者及び申請者が属する世帯員は、上記の誓約事項に誓約するともに同意事項に同意します。

年　　月　　日

　申請者　住所

　　　　　氏名

　申請者が属する世帯の世帯員

　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　氏名